

平成 27 年度

弘前市立図書館協議会及び郷土文学館運営委員会

合 同 会 議 次 第

日時 平成 27 年 9 月 21 日 (月) 午後 2 時

会場 弘前図書館 2 階 視聴覚室

1 開 会

2 両委員長あいさつ (略)

3 会 議

案 件 弘前市立図書館及び弘前市立郷土文学館への
指定管理者制度導入について

説明省略

議長 館長補佐と総務係長からご説明ありました。この両委員会の合同委員会では何かを決定するという会議ではないように思います。みなさんのほうからまずはご質問という形で、感想でもかまいません。この席は質問を含めて、自由に発言していただきたい。

委員 今説明を聞いて、そういう部分を変えていくのかとか、期待していることなどがよく見えてきました。具体的に実際どうやっていくのかなというのがまだしっかりとわからぬのですけれども、例えば、先

ほど出た開館時間の延長だとか貸し出す本を増やすとかになれば、借りる側にとってはとてもよいことなのかなということはわかりました。本当に時間がないのだなということも感じたということと、そうだったのかということで確認しているような状態です。

委員 指定管理制度導入によるメリット・デメリットがそれぞれあると思うのでそれを洗いだして、デメリットに対応する策を考えていければよいのかなと思っております。

議長 メリットとデメリットがあるというのは、我々が7月27日にいきなり聞いた時の「えっ」というみなさんの感想だと思います。

委員 大変ショックでした。委員長さんが、この会議の委員になった時点では会議の中で指定管理はなるべく避けたいというようなことをおっしゃっていて、私も本当にそうだなという決意のもとに、委員をやっていったのですけれども大変ショックです。

それでデメリット、メリットとあるのは確かにわかったのですけれどもただただびっくりして、ただ一般の市民から言わせてもらうと、そんなに急がなくちゃいけないのかなとは思います。急いで決めなくてはいけないことであればあるほど、あわてて決めなくてはいけないのだろうかと素朴な疑問がわいてきました。

委員 この会議の前に文部科学省が図書館の指定管理者制度導入に関する調査報告書というのを出していたので読んでみたら、やはりそのメリットはたくさんあるのだけれども自治体によって、これまで他の都道府県でも指定管理者制度を導入しているところが何箇所かあって、TSUTAYA がやったところが赤字になってしまったところがあり、また、どのようにサービスの向上をするためにうまく行政と業者が連携を取っていくのかというのがすごく大事だと書いていたので、やはり図書館が大好きな市民としては、うまく連携を取ってもらって、すごくよいサービスを提供していただきたいなと思うので、そのへんの手立てなんかも熟考していただければと思いました。

委員 私もみなさんと同じように、やはりこの前の7月末の協議で、初めてこの指定管理者制度を市が検討しているということをうかがって、この次までに委託していくことのメリットやデメリットを提供してい

ただけるというお話だったので、急なお話で驚いています。特にいくつかの施設がこれから委託を進めていく中で、弘前市立図書館と郷土文学館については重要な業務を除き、検討していくことが審議会からも出ているということは、今うかがって、図書館のほうで考えられている重要な業務というのが古文書関連のみだということに非常にショックを受けました。

図書館の業務で一番守られなくてはならないのがもっと欠けていると思うのです。個人情報の管理とか、先ほど三沢の図書館が委託していることによって司書職が増えているというお話ありましたけど、どのような業者が委託を受けていくかによっては、全国的には非常にブラックになって、勤めている職員の雇用条件が守られていないという指定管理制度になっているところもたくさんありますので、具体的にどのような指定管理者をイメージしているのかわかりませんが、委託していく業者の選定についても本当に慎重にならなくてはならないと思いますし、古文書関連に限っても先ほど委員さんからも出ていた TSUTAYA の C C C が委託管理している図書館では、市の了解を得ずに古文書が大量に廃棄されていたという事実も出てきて、他にはない古文書が廃棄されていたということが 2 年たったところでわかっているのです。

それからもう一つ重要なのが、市立図書館をどのような蔵書の構成にしていくかというところは、やはり正規の職員がきちんと関わって決めていかないと、開館に当たっての新規購入図書の多数が TSUTAYA の古書、中古書が購入されたということも 8 月末にわかっています。十何年前のパソコンのハウツー本が入っていたというような、本当に驚くような実態もあるわけですので、やはり丸投げではなくて、古文書関係だけではなくて職員の雇用の安定性とか専門性をきちんと守っていくようなことについては、市がきちんと関わっていくということが絶対欠かせないと思っています。

本当に拙速にならずに全国的にこういう流れになってきているのはやむを得ないと思うのですけど、どのような範囲の業務は委託していいのか悪いのかということをもっときちんと検討していただきたいと思っています。

委員 先日東京の大学で図書館について学ぶ機会がありまして、指定管理者制度を導入する市町村立図書館は多いけれど、それに伴って非常に懸念されることが多いあるということです。今 C C C の事例も紹介していただきましたけれども、私も委員さんのおっしゃることに非常に

同感です。古文書だけではなくて、郷土文学館を開館したときに、おそらく先達のみなさんは非常に崇高な精神をもって地元の郷土の作家の文化財、活字というのは地元の文化ですから、それを発掘し守っていく、そして継承していくという精神のもとに開館されたと思います。それが一緒に指定管理業務に、言葉は悪いですが丸投げという形です。そうしたところで、どう弘前市の独自の文化が守られていくのかということを非常に懸念しております。指定管理者移行後の職員の数というのも、7人という数字出ていますけれど、ダブルコストにならないのかという懸念もありますし、そもそも審議会で答申をいたいたということなのですけれどもこのメンバーには、例えば図書館のことについて詳しい方は入っているのかどうか、メリット・デメリットを整理したうえで導入すべきという結論に至ったのか、今、議長がおっしゃいましたけれども市民には全くその説明がないままに、まさに青天の霹靂のようなところがあって、もう答申しましたからみなさんちょっとご意見だけは頂戴しますというのはどうなのかなと思います。今までの審議過程というのをつまびらかにしていただきたいと思います。

委員 郷土文学館のほうに携わっておりますが、もうみなさんがおっしゃることと私も同じでありますと、図書館としてまた郷土文学館さらには、今日の議題とは違うかもしれません、旧弘前市立図書館が、言ってみればこの町の文化の顔であるし、それだけ専門性が高いと思っております。そのことが指定管理者制度を導入することでどう維持されていくのか、あるいはそれがどれだけ深まっていくのかということは市民の最大関心事だと思います。先ほどから出ている指定管理者制度を導入した場合のメリットとデメリットというものを市のほうではどのようにお考えなのかを具体的に教えていただかないと話が前に進まないという気がするのですが、ご説明いただければと思います。

委員 これが私たち運営委員としては初めてのことなので、今委員がおっしゃったのと同じようにどういうことで図書館がこのようになったのか、あるいは文学館がこういう形で民間移行へ出てきたのかというのをわからぬので、具体的にそれをつまびらかにしていただきたい。もう一つは、ここで話したことで何かが変わるのか。もうこれは、民間のほうへの指定管理制度が導入されると決定していることなのか。それともここで何か私たちが話したことで、もう一回白紙に戻れるのか。それももう決まっていて、ただデメリットの対策としてこんなこ

とのアイデアが欲しいという会議なのか。そこも私たちにはわからないので、お聞かせ願いたいと思います。

議長 ひととおりみなさんからご意見あるいはご感想をいただきて、両委員会の委員のみなさんには、だいたい共有しているところがあると思うので、出た図書館側に対する質問に答えてもらいたいのですが。

補佐 メリット・デメリットの話をされた方が何人かいました。答申の中身にあるとおり、あるいは全国の指定管理の、導入してきている流れの中で確認されていることとしては、まず施設を運営する経費の節減効果です。それからそれぞれの自治体の施設によって違うのでしょうかけれども、自主事業として、それを担う事業者の臨機応変なユニークなアイデアとともに含めまして、地元に住んでいる方のニーズに応えた事業に不定期に対応していく形になるものを打ち出していけるというあたりがメリットとして考えております。デメリットのほうは、みなさん先ほどおっしゃったとおり色々と言われている内容があります。雇用の安定性とか、経験値を積んできた方が長くそこにとどまることができるのだろうかとか、若い方でもっていわゆる低い賃金ということになっていけば、職員を育てていけるのかとか、そういう点もあります。あるいは購入方法で、偏りのない図書がきちんとできるのか、全国の事例でもあります。そして専門的な方、職員の育成、これもやっていけるのかというところも危惧される点として考えられているところです。

議長 審議会において、いわゆる指定管理の管理者制度導入の話し合いの中でメリット・デメリットの話が出たと思うのですが、なぜ今なのかというものは検討されたのですか？

補佐 なぜ、どうして今なのかということですが、担当から、早ければ早いほど検討を進めていただきたいということでした。私どものほうでも、その中で確認して、準備に時間もかかるし、検討して詰めていく内容も多いので、時間的なことは大変必要なのでというやりとりした中で聞いたところ、早く導入すれば、それだけの経費的な節減効果も発生してくるので、ある程度その時間が必要だということはわかるけれども、早く導入の形にしてほしいと。そのやり方の

手法としては別に教育委員会でいろいろ考えて、必要ならば、プロジェクトのようなものも構えて、教育委員会関係課でチームを作つて検討していくこともお任せしますということです。

委員 メンバーはどういった方々なのか。

補佐 メンバーは、これは公表もされて市のホームページにも出ていますが、答申した選定等審議会のメンバーは 5 人おります。市の財政関係の部長とそれから経営戦略部の部長とそのほか、3 名は民間の方です。民間の方は大学の教授、そして社会保険労務士あるいは税理士さんです。

委員 図書館に対する知識を持ってらっしゃる方がいらっしゃいますかという質問でしたね、確か。

補佐 その 5 人の中には図書館の専門という方は入っておりません。指定管理を導入していくことを検討していく、新規への導入もですけれども、継続で期間更新して入れる等その 5 名の方が全庁的な指定管理を導入するセクションの審議になっております。

委員 私のほうからあと、デメリットをどう和らげるかということについて、例えばアイデアということなのか、それとももう一回これは指定管理制度を白紙にしましょうということになり得るのかどうかという点についてはいかがでしょうか。

補佐 教育委員会でも先般の一般質問の時も、答弁書を形作るプロセスにおいて意思統一を図つていったものが最終版の答弁の形ということからして方向性としては導入の検討を進めていくと、慎重にです。

委員 ほぼこのまま動かないということですね。

補佐 導入していく方向性としてはそのように考えております。教育委員会協議会という場があつて、報告という形でお話したところ、教育委員さんからは、全国的な指定管理の図書館への導入というのが話題として聞いているので、そのような流れでいくとしても、いろんな危惧される点、心配される点があろうかと思うので慎重に進めてほしいと

いう話をいただきました。そのあとに議会があつたわけですけれども、そのあたりを答申とか教育委員さんのお考えをこちらでも取り入れて進めていくということです。今のこの場で反対だから白紙に戻るのかというご質問ですけれども、方向性としては、部長が答えた答え方につきるし、我々としてはそれを受け止めたうえで、今日の会議の立ち位置としては、みなさんから少しでも心配される点はこうしていけばというご助言や、あるいはどうせやるのだったら弘前の図書館が良い感じに変わるようなアイデアなり、少しでもそういうのを今日いただければという考え方で私は今日臨んでおります。

議長 委員から何か追加はないですか？

委員 物事の進め方として、公共図書館をどうするのか。つまり市民サービスをどうするのかというときに、図書館というのは、一般のスポーツ施設ですか、文化会館ですかそのようなところと同列に扱うべき問題ではないと思っております。つまり図書館は戦後70年を経て発達してきた、図書館の自由というものを掲げて発達してきた経緯というのがあるのですけれども、それは民主主義社会の土台を支えるものだというように私は習っているのです。みんな一緒に論じて、言葉は悪いのですが、社会保険労務士さん、税理士さん、経済学を専門とする大学の先生方がそこまできちんと議論されて答申されたのか、また、その過程で市民の多様な意見を聞くという市の姿勢は、あったのか非常に疑問に思います。

補佐 非常におっしゃることわかります。今のその審議会について一つ申しておきたいのが、7月の中旬に審議会の会議が開かれまして、いわゆるヒアリング的な場なのですけど、議長にもこの前お渡しました、平成22年の3月の図書館協議会でこのような意見が出ましたということも資料にあらかじめ記載もして、教育部長からもこういう意見も、ベースは少し前なんですがありましたということで、教育委員会のほうには慎重に考えなくてはだめだと、問題だと思っているということも重々ご説明しました。ですからその5人の審議会の審議委員さんもそこは念頭に置いたうえで判断されたと思っております。我々も7月にその会議が行われて、7月中に方向性としての答申が出てくるとは正直言って、そんな早くとは思ってなかつたのです。先般の7月27日の会議の時に急きょそういうご報告も、たま

たま会議予定されていたので、案件の外なのですけれどもその他の案件で報告いたしました。

議長 答申の中で 5 人の委員が弘前市立図書館と郷土文学館について次のように最後付帯事項をつけてます。もう一回確認します。指定管理者制度の導入が効果的なものになるよう指定管理の対象とする業務等について再度検討を行う事。この再度行うという、言葉としてはものすごく強いと思う。今日はメリット・デメリットという言葉を使っているのですけど、5 人の審議委員が、例えば図書館からヒアリングしたとか郷土文学館から情報を集めたとか、今の説明にそういうことはなかったですね。

補佐 ヒアリングは行いました。

議長 文学館は今状況がどうなっているかとか図書館の状況は今どうなっているかとかヒアリングしたのですか？

補佐 直接向こうの担当課の職員が、こちらに来てミーティングという形で、様々なことを聞きました。図書館あるいは郷土文学館、指定管理導入することについていろいろ話を聞かせてほしいということで今年度に入って間違いなくありました。

議長 さっき一回という話ありましたよね。

補佐 弘前市指定管理者選定等審議会の会議というのを 7 月 15 日にやって、教育委員会の部長、私どもの館長も我々も同席して、資料に基づいて説明しました。その前段としてこちらのほうに訪ねてきて、いろいろ詳しい話を聞かせてくれというような形の事情聴取でもないんですけども、打ち合わせ会議がこちらで一回、それから市役所のほうの会議室を借りて一回行った上で審議会の会議が行われました。

議長 確認ですけど、その席上でさっき古文書資料等の中に、図書館の二階だけは全部直営にするというお話ありましたね。指定管理者制度の指定業者じゃなくて図書館が行うことで良いですね。そうするとその中には古文書はもちろんそうなのですが、例えばレファレン

ス、それから選書、それから小・中学校との連携、おはなし会も含めた全てそういうのは残すというようにとらえてよろしいですか？

それから、図書館の条例で決められている 16 個の業務の中で二階で行われるもの全て、指定管理者制度の事業者からは切り離す、というようにとらえてよろしいですか？

補佐 指定管理業者にお願いしてやってもらう業務の範囲ということで、古文書関係の業務、これはレファレンスも含めましてそれは直當で、除くというのはそういうことなのですが、それ以外の業務は指定管理者制度の導入をするということです。したがって古文書に関する部分のいわゆる 2 階の業務、調べ物に関するレファレンスのサービスなどもそうですが、そこは直當でということで現在考えております。

休憩

議長 前半のほうでみなさんからご意見うかがって重なるところもあるし、新たな疑問もあるだろうし、今度はそれぞれ挙手でご発言をお願いしたいと思います。

委員 先ほど三沢市の事例を挙げていただいて、最大のメリットではないかということで司書の数が増えるということをおっしゃられたのですが、今現在弘前市立の 3 館で働いていらっしゃる司書の数というのはどのくらいでしょうか？

係長 弘前図書館の本館に正職員が 1 名とパート職で司書 2 名、岩木図書館に再任用職員で司書の資格持っている人 1 名で計 4 名です。ですから他の 3 市に比べると極端に少ない状況です。

委員 弘前市の社会教育基本計画みたいなものに、成人教育及びその生涯教育に関連する事項として、専門職の充実を図る必要性がありますと問題提起されています。市の目指す専門職を増やすことの目標を、これから指定管理者制度を導入するに当たってどのように担保されていくのかお尋ねしたいと思います。

- 補佐 これから具体的には指定管理者を選定する過程で様々な条件付けされていく中身だと思っているのですけれども、司書の人数など市のはうから条件を付け、人員の雇用とかの部分については、特殊な部分の業務の施設であるので丸投げということではなく考えています。
- 委員 三沢市では増えたということは非常に特殊な事例であり、楽観的な見方だと思います。これから指定管理者制度を導入すれば司書が増えるだろうというような、それは非常に楽観論であってそこはきちんと見極めていく必要があると思っております。
- 委員 移動図書館は今でもありましたか？車でいろいろ回っていただいているところは指定管理者に対して、自主事業として継続とありますかがそれも入るのですか？
- 補佐 これも指定管理の事業者にやっていただく業務として提示しています。
- 委員 三沢で司書の雇用が増えているということがメリットとしてあげられていましたけど、三沢の委託している指定業者というのはどういう業者なのですか？
- 係長 TRC です。
- 委員 委託するに当たって市からの契約の内容的なものに司書の雇用を確保することとか、選書とか廃棄の規定なども市がきちんと決めて、これに従ってやってくださいという基準がないと、TRC さんは良心的にやるかもしれませんけれども、どこが指定されるかによって、業者によって異なるてくるというのは大変に問題だと思います。このへんのところは古文書関係だけでなく、例えば調査についても学校図書館との連携や協力というのと、やはり専門的な知識や経験のある方でないとそのような業務をしていくことできませんので、丸投げではなくて、司書の雇用の安定とか雇用条件、職員の雇用の条件とか選書と廃棄の基準、それからレファレンスについての基準などそういうものも指定管理者になっても市のほうがきちんと手綱をつけてやっていかないと本当に不安なことがいっぱいです。

補佐 どこの事業者がというのはこれからなのですけれども、指定管理の導入を進めるに当たっていわゆる業務の仕様書とか、あるいは基準書、条件付けなどについても様々な例を参考にしながら、また、市役所の中で指定管理の導入を扱っている担当課に相談して勉強していく、指定管理者の制度上、可能な範囲で条件付けてやっていきたいと思っております。

委員 個人情報の問題もあります。もちろんいろんな個人情報使って登録するわけですけど、利用者がどんな本を借りている傾向があるかなんていうのは業者にするとそれが大いに販売につながっていくので、そこが業者にとってはメリットだという話も聞きますけれども、絶対守らなければならないのは、子供であっても誰であってもその一人の人がどういう読書傾向持ってどういう本を借りているか絶対に漏らしてはいけない守秘義務があります。委託された業者に情報として流れていくということも大変危惧されますので、きちんと考えていただきたいと思います。

議長 ほかにございませんか？

委員 大変素朴な質問ですけど、指定管理を決定して任せることになって例えば期限を区切って、契約社員ではないんですけど、やらせてみてどうだったかということを評価してまた次の業者に再認定するとか、同じ業者にまた任せるとかそういう規定はないですか？

補佐 期間というのは5年になっているのですが、その5年経過時にはまた新たに継続したいという業者、あるいは今度は自分たちがやりたいと手をあげる業者が出てきたりすれば、例えば、またそこでプロポーザルといいますかプレゼンテーションといいますか、自分たちこそこういうアイデアでもって、より一層とかになります。一つ目の会社、二つ目の会社、三つ目の会社が提案して、いろんな評価する要素をたくさんチェックして点数つけて点数の合計ということで決めます。最初Aという会社が5年間やったとしてもAという会社がやってみてこの次の5年、2期目もやりたいと思えばまた手をあげるだろうし、他の会社もいろいろ研究して、あの程度だったら自分たちでもそれ以上のことできると思えば、

手をあげるかもわからない。そうなれば2つの会社3つの会社で競合するというような形となる。もちろんノウハウとか経験値を積んで最初の会社が一番得点を稼げば、その会社がまた継続ということもあるようです。自分たちでやりたいっていう業者がたくさん現れる施設もありますし、実際あまり手をあげる業者が出ないという施設もあるかもわからない。先行している例ですと、貸館をやっているところは、割と早い時期から指定管理を導入していますので文化センターであるとか、総合学習センターであるとか、そういうところは1期目終わって今度2期目に入ってる施設もあります。

委員 例として、また戻って市が管理することはあまりないですか？

補佐 図書館についてはあったようです。主に割と早い時期に導入した西日本方面ですとそういう例があったようです。というのはある程度じっくり考えないままに導入して、メリットがあるだろうとやったところが、なかなか市民サービスの面でうまくいかなかつたなど図書館協会のホームページを見れば全国の事例で、いくつかの図書館でそういう事例はあったと、大きい自治体か小さい図書館かはわかりませんけども。

議長 TRC、図書館流通センターの頭文字らしいのですけど、その谷一會長が、「指定管理者制度導入の目的をコストカットにされると困る。」と書いている。これは、ちくま新書から出ている『つながる図書館』の中にある。この会長さんの発言は極めて示唆に富んでいると思う。具体的には書いてないのですが、東京のある図書館が受託した職員の最低時給、東京では837円が最低賃金であるが、その事業者は180円しか出してない。驚いたのはそこだけじゃない。その180円というのは明らかに東京都の決めた最低賃金の時給に違反している。よってそれを告発したのがその受託会社の副館長をやってる人なのです。内部告発でした。そしたらクビになった。今裁判やっている。これ特殊な例なのかどうなのかわからない。そういう状況が起こらないような、それを起こさないような手段というのを、少なくとも我々の中で意見交換してよいのではないかというのが私の考えです。

- 委員 ホームページで拝見したのですが、平成27年6月9日開催の弘前市社会教育委員会議の議事録でしょうか。行政側の説明として『郷土文学館の無料化も検討します。津軽家関係の古文書や郷土資料の保管・保存管理の関係で専門性の高い分野は直営とします』というような発言があったようですがこれは事実でしょうか？
- 補佐 郷土文学館の無料化も話題になっています。今小中学生50円、大人100円という観覧料ですけれども、それも話題にはなって指定管理の審議会からは、今回の答申に当たってその部分については触れておりませんけれども、教育委員会の中では、観覧料の無料化と、多くの方に入って見に来てもらいたいということとあわせて話題になっています。
- 委員 そうしますと矛盾します。まず図書館は無料の原則があるので徵収はできない。それを一体化して運営するので郷土文学館もたぶん無料にするというような流れではないかと思うのですけれど。指定管理料というのは毎年決まっています。その中で事業者は努力しなければいけない。つまり収益は全く上がらない。館内で何か業務を、収益の上がる努力をしていかなければいけないということなのですが、先ほどのCCCの事例もありますが、赤字という所もある中でそのしわ寄せは、やはり人件費及び図書の購入費にいくのではないかと思いますけれど、その当たりの市の考え方としては、ワーキングプアを作らないためにというような視点というのはどのように業者の方々に求めていくお考えなのか、図書費の削減も含めてお願ひします。
- 補佐 郷土文学館の観覧料の件は、今のところはまだ決まった方向ではないです。もう一つの経費の事ですけれども、もちろん経費節減効果を期待してということが指定管理の導入にあるのは確かなのですから、一括して導入するということと、実際弘前市立図書館では嘱託員の方がだいぶ多いので正職員の人数があまり変わなければ経費節減効果のメリットは出てきません。委員さんお尋ねのワーキングプアの心配についてですが、もちろん図書館は多くの人が、お客様が本借りに来たから利益が上がる施設ではないということを十分理解した上で、指定管理導入に手をあげる業者に説明していくこと、あるいは本の購入に当たって指定管理の経

費を示す場合に、それを残して、いわゆる簡単に言えば二重にというようなものに歯止めをかけていく基準書といいますか、こちらで条件付けるような書類を今検討しております。

委員 郷土資料に関しては市の直営なので別途その市の財政としてみるとことによろしいのですよね？

補佐 直営ですからそうです。それに携わる職員も直営の市の正職員なり嘱託員が対応します。

委員 図書館の中に二つの管理者が出てくるわけです。一般市民からすると、二階は市で、一階は民間業者か何かの業者。よく見られるパターンですが連携が全く取れなくて右往左往することがある。部分委託ということになるかと思うのですが、連携をきっちり考えていただかないと、どのような図書資料を上と下で買い分けるのかとかの問題も出てくるのではないかと思う。そういう意味でダブルコストになるのではないかと思うのですが、検討していただければと思います。

補佐 図書館での検討もですが、人員のからみでは教育委員会でも正職員の人数が変化して減るとかということであれば、教育政策課の考えも交えながら、今の一部指定管理で一部は直営でということでの連携をスムーズにやっていくことは課題だと思っております。参考になるような、事例が今現在ちょっと把握しているものがないというのも事実です。民間と直営の職員とでうまく仲良く情報共有していくためには、心構えが必要かなということで大きな課題だと思っております。

議長 委員がお話しになったのは、平成 22 年つまり今から 5 年前に我々図書館協議会のメンバーですけど、この図書館協議会が平成 22 年の 3 月 27 日付で同じこと答申しているのです。「指定管理者制度の一部導入についても管理体系が二元化し、意思決定や責任が不明確になるばかりでなく、個人情報の保護が担保されないおそれがある。」とある。しかも前回出たこの意見書、これは図書館協議会の意見書全部で五つあるのですが、この 5 番目にこれがある。そのほかにこういうのもあるのです。「弘前市立弘前図書館の最大の特徴として、藩

政期からの貴重な古文書や郷土資料があり、指定管理者にこれらの管理を委ねることに関しては、資料の散逸・修復の停滞が懸念される。また、これらの古文書に関するレファレンスサービス業務の停滞が懸念される。」ついでに五つ全部読んでみます。「弘前市立図書館の役割は、全市的立場での直接サービスのほか、他公立図書館及び学校図書館等との連絡調整、行政等関係機関との連携・協力など多岐にわたっており、それらを円滑にすすめるためには、市が直接管理運営していく必要がある。図書館利用については無料の原則により利用者の増加が収入増に結びつかないため、指定管理者は経験の少ない若年の職員やパートタイマーを多く雇用して人件費を節減する可能性があり、市民の信頼がおける図書館サービスが長期的・安定的に提供できるか疑問である。知の宝庫として人づくりの拠点である図書館は、市民の生涯学習活動を支援する重要な役割を担っていることから、その機能をいっそう充実させるため、長期的視点による利用者の立場での運営改善やサービス向上に取り組んでいく必要がある。」みなさんこの意見どうですか？

委員 そのとおりです。

議長 オバマ大統領は「図書館は学習の聖域であり続けなければならぬ」と演説した。この基本理念というか根本理念というかこのことは、我々が今お話ししているのは図書館のあり方を含めた、いろんな方法メリット・デメリットも含めて、どういう立ち位置にいるかということをぜひ確認したいということです。ここは議会とかそういう委員会組織で、採決する場でないということは、もちろん冒頭申し上げましたので意見、あるいは質問をという形を今とっていますけども、基本的な理念、精神というか、これをぜひゆるぎないものにしていただきたい。弘前が持っている文化の高さ、陸羯南から始まる北の文脈、全国に誇りうる、全国的な評価がそうなっている。その文化とか文学とかはある意味では時間がかかるし経費もかかるけど、未来に伝えていくという義務が我々にはあるのではないか。子どもたちに伝えていくという重要な使命を持っているのは確かだろうと思うのです。

議長 残り時間少なくなりましたので特にございましたらお願いしたいのですが、二つ確認させていただきます。一つは指定管理者制度の

導入の件については市民に公聴会を開く予定は？

補佐 公聴会という形のものは今のところまだ話題に出ていません。

議長 説明会でもよいし公聴会という形をとらなくても、それを市民に説明する機会を設けるというのは？

補佐 特に予定はないです。

議長 わかりました。今のところないけれども市民のほうで、指定管理者制度の導入が決まったというのがわかる時期というのはいつ頃になるのですか？これから検討重ねて、プロジェクトチームも作っているらしいので。

補佐 具体的に出てくる場面として一つ考えられるのは、指定管理をしていくためのまず第一歩で条例改正があるのですけれども、議会の定例会に条例改正の案件でかかるときには、まず一般的にそれが公表されるということで、もちろん常任委員会で図られ、議会の議案として出ていくということが一番具体的に出る場面です。

議長 先ほどの、時間的には一年間ぐらいを要するというのは。

補佐 標準的なスケジュールの資料見ますと、だいたい目安は 10 か月から一年先ということです。

議長 しかも図書館だけではなくて郷土文学館が含まれているというのは、今委員がおっしゃったように極めて高度な専門性があるがゆえに、すごい曲折が予想される。したがって 12 月の議会にそのことが上程されるということはありえないですね。

補佐 最初の条例の改正というのは、細かいところの中身はまだそれに表現されるわけではない作りになっています。例えば図書館条例があるのですけれども、他の先行してやっている施設、例えば社会教育施設でも持っている条例の中に指定管理をすることができることを付け足す、挿入するという、そういう作業が条例改正ということで具体的にこのようなことをこのようにしていくとかこういう業者

を募集するとかということが盛り込まれる場面ではなく、条例上その指定管理を導入しようと思えばすることができるということです。

議長 わかりました。他にございますか？

委員 次回はあるのですか？

議長 必要に応じては、一番最初に確認しましたけど、今後の流れの中あるいはもう一度ということがあるかもしれない。これで全部終わりですよということではないですよね？

補佐 今日の合同の会議でまず皆様に詳しい内容をご説明することと併せて、いろんな疑問点受けながら答えられる範囲でお答えしたということです。それでも二時間ぐらい使ったので、例えばこの次の段階で導入するのであればまた少し考える時間をおいたうえで、導入するときの不安感といいますか、市民のサービスが非常に大きく後退することはなくなるのじゃないかとか、そういうお話を伺う場面が、また第二ラウンドがあるかもわからない。あるいは教育委員会のプロジェクトチームでもう一回吸収してじっくり検討することのほうがいいとなれば、また少し時間をおいてそのような場面を企画することがあるかもわかりません。できればそういう形で皆様から建設的な意見をいただければ教育委員会としてもありがたいと思うし、導入するうえで様々な方の知恵をいただけるということは、教育委員会の職員だけで考えるのとはまた違った切り口で“幸”することもあるかと思います。

議長 冒頭申し上げましたように、指定管理者制度の導入が効果的なものになるよう指定管理の対象とする業務等について、再度検討を行うことという注文がありますので、ここのところ大事な付帯事項だと思うので我々も一市民として協力するにやぶさかでない。いつでも声をかけていただければ馳せ参じたいと思いますが、みなさんいかがですか？

委員 質問二つよろしいですか？一つは諮問案件にある「市民サービスの向上や経費節減」とはどこにでも出てくる文言で、これは諮問委員会でどういうことを具体的に考えて弘前市立図書館と郷土文学館

に対して望んでこれを出されたのかというのを知りたいと思っていました。もしも今度わかることがあり、委員会がまた開かれることがあったらぜひこれが知りたいと思いました。経費節減については先ほどからお話があるように経費節減無理なのではないかと話があるみたいに本当にそうなのか、数字的にはどうなのだろうと。例えば図書館側と郷土文学館側では経費節減の数字を実際出してみたのだろうかということが知りたいと思いました。二つ目は、専門性の求められる重要な業務の中に古文書関係というお話がありましたがもちろんそうです。これは誰でもそう思いますが、もう一つ例えれば近現代のほうです。戦後のいろんな書籍の中で、『道標』という雑誌がありました。佐藤正三さんとか小田切孫一さんとかいう方々が作られたいわば小冊子なのですが長年続けられたある種思想系のある雑誌で、月刊誌です。これを調べたいと思った時にやはりまだ図書館でしか調べられない。これでもまだ全部はそろっていないのですが、そういうものを例えれば調べたいと思った人間が出てきて、この津軽の地域の弘前の地域の脈々と続く昭和の思想の流れがどうだったのか、調べたい人が出てきたときに調べられる土壤を保障してあげるのも図書館の仕事の一つだと思うのですが、はたしてそれが民間委託されたときにきちんと保障されるのだろうかというようなそういう意味での専門性の求められる重要な業務です。単に単純な業務、藩政時代の古文書だけではない問題だと思います。そういうところまで考えられているのかなと、この二点の問題を今度委員会がもしも開かれたらお答えいただけたらと思います。最後に今日みなさんのお話を聞いてどちらかというとデメリットのことを心配されている方が多いと思うのです。というのも市場原理を入れていこうということで流れてきているけれど各地方公共団体で作られた民間委託の図書館がどんどんいろんな欠点が出ていることが多くなってきているし、いったん走り出すと止められないみたいに、諮問が出たから止められないということになると、東京オリンピックの競技場とかエンブレム問題みたいにかなりなってからしまったっていうのよりは早く気がついたらどこかでちょっと修正しておいたほうがよいかもしれないという考え方もあるかなと思いました。

議長 これで終了したいと思います。

4 弘前図書館館長挨拶 (略)